

内閣參甲第三二一號

昭和二十三年三月二十三日

内閣總理大臣 芦 田 均

參議院議長 松 平 恒 雄 殿

參議院議員小林勝馬君提出あんま師に対し主食増配に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿三年三月廿六日

参議院議員小林勝馬君提出あんま師に対し主食増配に關する質問に対する答弁書

一、盲人で生活に困窮する者に対しては生活保護法により生活援護を行うと共に生活困窮者にして職業技能を修得せんとする者に対しては同法による生業の扶助費により技能修得費を支出し、都道府縣盲学校に委託し職業の補導を実施中であります。

失明者の生活補導及び生業の補導を行う目的を以て財團法人失明者保護協会に保護事業を委託し失明者の收容施設を設けて、失明者に職業補導を実施中であります。

二、政府は現在ベット数五〇以上の病院における徹夜勤務者に対してのみ一合の労務特配を実施中であります。また、一般的の医療從事者には主食の増配を実施してありませんので、あんま師に対しましても、他業種との振合及び現在のわが國の食糧事情から主食の増配を実施することは困難であります。